

鳥獣保護区制度の概要

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第28条)	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 環境大臣は、国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から重要と認める区域については、国指定鳥獣保護区に指定する。	・狩猟が認められない	20年以内 期間は更新が可
特別保護地区 (法第29条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採 ※1ha以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める不要許可行為がある。	鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第2条)	特別保護地区の区域内において、人の立ち入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するもの。	【要許可行為】 ・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録音等 ・野外レクリエーション等	特別保護地区において、区域と期間を定める

鳥獣保護区

鳥獣保護区は、鳥類やほ乳類の保護のために「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて指定されます。鳥獣保護区には、国指定鳥獣保護区と都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。環境大臣や都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るために特に必要があると認められる区域を特別保護地区に指定することができます。鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている生物のうち、その生息・生育環境の保全を図る必要があると認められる場合は、生息地等保護区に指定することができます。生息地等保護区は、管理地区と監視地区に分けられ、それぞれの地区内では、一定の開発行為に許可、届出が必要となります。



生息地等保護区

名称	設定年月日	面積(ha) ( )は管理地区
羽田ミヤコタナゴ生息地保護区 (栃木県大田原市)	平成6年12月26日	60.6 (12.8)
北岳キタダケソウ生育地保護区 (山梨県南アルプス市)	平成6年12月26日	38.5 (38.5)全域
善王寺長岡アベサンショウウオ 生息地保護区 (京都府京丹後市)	平成18年7月3日	13.1 (3.9)
大岡アベサンショウウオ生息地保護区 (兵庫県豊岡市)	平成10年11月4日	3.1 (3.10)全域
山迫ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	1.13 (1.13)全域
北伯母様ハナシノブ生育地保護区 (熊本県阿蘇郡高森町)	平成8年6月3日	7.05 (1.94)
蘭牟田池ベッコウトンボ生息地保護区 (鹿児島県薩摩川内市)	平成8年6月3日	153 (60)
宇江城岳キクザサフヘビ生息地保護区 (沖縄県島尻郡久米島町)	平成10年6月15日	600 (255)
米原インガキニイニイ生息地保護区 (沖縄県石垣市)	平成15年11月11日	9.0 (9.0)全域

鳥獣保護区指定状況

	国指定		都道府県指定	
	箇所数	面積 (千ha)	箇所数	面積 (千ha)
鳥獣保護区	82	585	3,759	3,032
うち特別保護地区	66	159	552	147
うち特別保護指定区域	2	1	2	6

国内希少野生動植物種指定数

分類群	種数
鳥類	37
ほ乳類	5
爬虫類	1
両生類	1
魚類	4
昆虫類	15
植物	26
合計	89

世界自然遺産

＜世界遺産とは＞

世界遺産とは、顕著で普遍的な価値を有する遺跡や自然地域などを人類共通の遺産として、保護、保存するため、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」に基づいて世界遺産一覧表に記載されたものです。世界遺産には、自然遺産と文化遺産、両方の価値を有する複合遺産があります。

世界では、「イエローストーン国立公園」や「ベルサイユ宮殿」など981件(自然遺産193、文化遺産759、複合遺産29)が世界遺産に記載されています(2013年11月現在)。日本では自然遺産として、1993(平成5)年に「屋久島」と「白神山地」、2005(平成17)年に「知床」、2011(平成23)年に「小笠原諸島」の4件が記載されています。また、文化遺産としては、「法隆寺地域の仏教建造物」や「日光の社寺」、「紀伊山地の霊場と参詣道」、「石見銀山遺跡とその文化的景観」、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」など13件が記載されています(2013年11月現在)。



日本の世界自然遺産

地域名	記載年月日	面積(ha)	クライテリア	位置
知床	平成17年7月17日	71,103	(ix)生態系、 (x)生物多様性	北海道斜里郡斜里町、 目梨郡羅臼町
白神山地	平成5年12月11日	16,971	(ix)生態系	青森県西津軽郡鰺ヶ沢町、 深浦町、中津軽郡西目屋村、 秋田県山本郡藤里町
小笠原諸島	平成23年6月29日	7,939	(ix)生態系	東京都小笠原村
屋久島	平成5年12月11日	10,747	(vii)自然美、 (ix)生態系	鹿児島県熊毛郡屋久島町



＜世界遺産一覧表への記載＞

世界遺産は、締約国政府の推薦書提出を受け、世界遺産委員会\*の諮問機関が現地調査等を行い評価し、これらを踏まえて、世界遺産委員会において世界遺産一覧表への記載の可否が決議されます。

\*ユネスコの下に設置された政府間委員会

世界遺産一覧表記載の条件として、世界遺産の評価基準(クライテリア)の1つ以上に合致し、顕著な普遍的価値を長期的に維持できるように十分な「保護管理」が行われること等が求められます。自然遺産のクライテリアは(vii)自然美(最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域)、(viii)地形・地質(地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本)、(ix)生態系(重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本)、(x)生物多様性(生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地)の4つが定められています。自然遺産の価値を将来にわたって維持する保護管理としては、日本の自然遺産では国が責任をもって管理できる国立公園、自然環境保全地域、森林生態系保護地域、天然記念物など、国の法律や制度等に基づく保全措置が講じられています。

## ラムサール条約湿地

### <ラムサール条約とは>

1971(昭和46)年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(後に、水鳥に限定せず、湿地全般を対象とする条約となる。)が採択されました。この条約は開催地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。

同条約は第10条の規定により、7ヵ国が締約国になってから4ヵ月後の1975(昭和50)年12月21日に発効しました。

### <条約の内容>

この条約は、特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進することを目的とし、各締約国がその領域内にある湿地を1ヵ所以上指定し、条約事務局に登録

するとともに、湿地の保全及び賢明な利用(ワイズユース)促進のために各締約国がとるべき措置等について規定しています。2013年10月8日現在、締約国168ヵ国、登録湿地数2,161ヵ所、その合計面積は約205,681,158ヘクタールに及びます。

### <ワイズユース>

湿地は、私たちの身近にあり、人間の生活環境や社会活動と深い関わりを持っています。このため、ラムサール条約では、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイズユース」を進めることを謳っています。

「ワイズユース」は、健康で心豊かな暮らしや産業などの社会経済活動とのバランスがとれた湿地の保全を推進し、子孫に湿地の恵みを受け継いでいくための重要な考え方です。

ラムサール条約の三つの柱

**湿地の「保全・再生」と「ワイズユース(賢明な利用)」、これを支え、促進する「CEPA」。この3つが条約の基盤となる考え方です。**

<p><b>保全・再生</b></p> <p>水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活環境を支える重要な生態系として、幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。</p>	<p><b>賢明な利用</b></p> <p>ラムサール条約では、産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用(Wise Use: ワイズユース)」を提唱しています。賢明な利用とは、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することです。</p>	<p><b>CEPA</b></p> <p>ラムサール条約では、湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報交換、教育、参加、啓発活動(CEPA: Communication, Education, Participation and Awareness)を進めることを決議しています。</p>
---	--	---



## ジオパーク

### <世界ジオパーク>

ジオパークは、ユネスコ(UNESCO: 国際教育科学文化機関)が、地球科学分野で支援する地形・地質を活用した自然公園です。2004(平成16)年に設立された「世界ジオパークネットワーク」により推進され、国際的重要性をもつ地形・地質学的遺産を有し、これらの遺産を地域社会の持続可能な発展に活用している地域として、現在、29ヵ国、100地域が世界ジオパークに認定されています。

### <日本ジオパーク>

地域の地質や風景、自然や動植物、そしてそこに暮らす人々の歴史や文化など、地域固有の「宝」を保護し、活用するというジオパークの取組みに賛同し、これらの取組と連携させ持続可能な地域づくりを目指す多くの地域がジオパークを目指しています。日本において、ジオパークとなるには、全国のジオパークが加盟する「日本ジオパークネットワーク」に参加し、日本ジオパーク委員会によって「日本ジオパーク」に認定されることが必要です。さらに国際的な活動を進めて世界ジオパークの審査を経て、

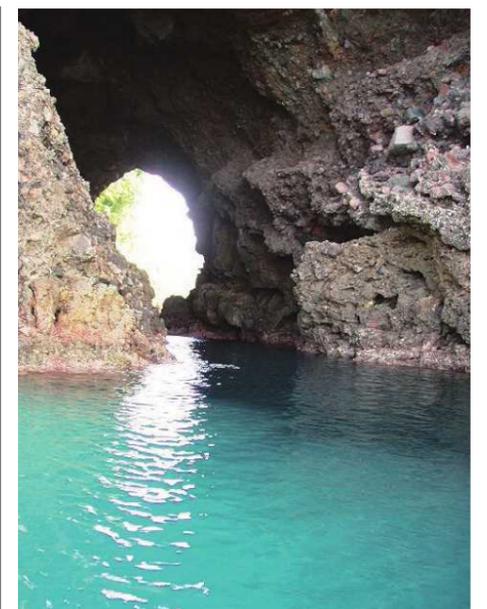
はじめて「世界ジオパークネットワーク」への加盟が認められるのです。現在、日本では日本ジオパークは32地域、世界ジオパークとして6地域が認定されています。

### <ジオパークと国立公園の連携>

日本では、ジオパークが国立公園と重複する地域が多く(32地域のうち20地域)、環境省では、ピクチャーセンターや標識整備を通じた地質学的価値の紹介、ジオガイド育成、ジオツーリズムのプログラム作成、シンポジウムの開催など、国立公園とジオパークの連携した取組を積極的に推進しています。



ジオパーク位置図



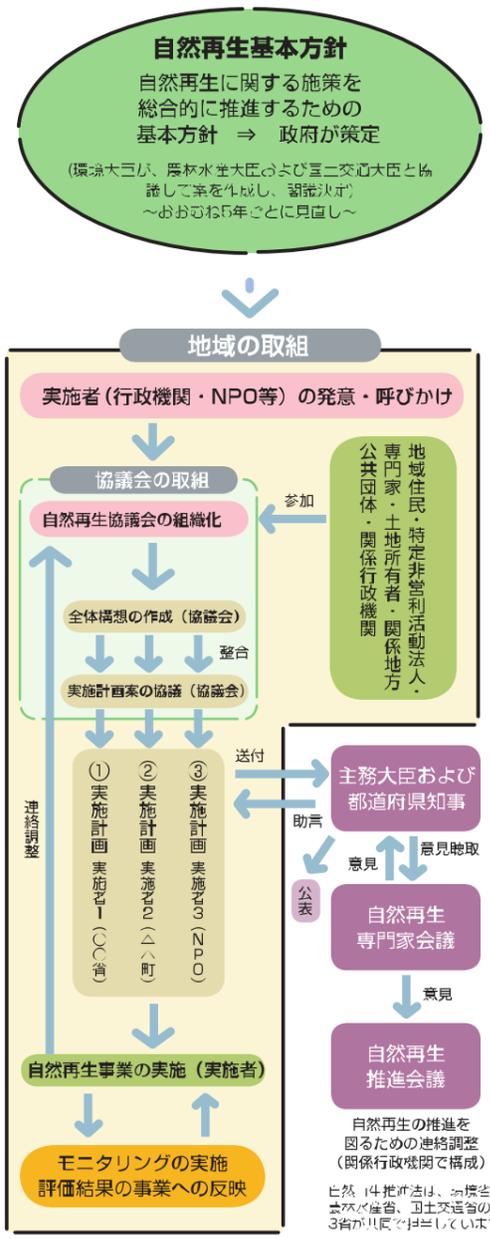
# 自然再生

## <自然との共生を目指して>

2002(平成14)年3月、人間と自然がバランスよく暮らしていくための羅針盤として、「新・生物多様性国家戦略」が策定され、「保全の強化」、「持続可能な利用」と並び「自然再生」が今後展開すべき施策の大きな方向として位置づけられました。

2003(平成15)年1月には、自然再生の基本理念や手順を定めた「自然再生推進法」が施行され、また同年4月には同法に基づく「自然再生基本方針」が閣議決定し、その後全国各地で様々な自然再生の取組が進められています。

自然再生推進法の概要と協議会設置状況



具体的な事例として、次の3ヵ所の取組を紹介します。

再生目標	取組内容	再生手法
<b>1) 釧路湿原</b> この地域に本来生息している生き物たちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す	① 達古武地域における自然林再生 ② 広里地域における湿原再生 ③ 達古武湖における湖沼再生	・森林の保全再生により流域の保水能力、土砂流入防止機能を向上させる ・湿原周辺の未利用地等で湿原の再生を図る ・ヒシの繁茂による水生植物への影響の低減、栄養塩類の流入量削減を図る
<b>2) 阿蘇草原</b> 草原の恵みを持続的に活かせる仕組みを現代に合わせて創り出し、かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐ	① 野焼きの防火帯づくり省力化のための環境整備 ② 草原内の湿地及び周辺林環境整備	・二次的自然である阿蘇草原を維持するための野焼きを継続的に実施するために必要な防火帯や作業道の整備 ・湿地性動植物が生息・生育できる環境を取り戻すための森林整備、土砂流入防止対策
<b>3) 石西礮湖</b> 長期的目標： 人と自然との健全な関わりを実現し、1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁の姿を取り戻す 短期的目標： サンゴ礁生態系の回復の兆しが見られるようにする。そのために環境負荷を積極的に軽減する	① サンゴ群集の修復（幼生定着基盤の設置）	・サンゴ群集の修復（サンゴの幼生の着床誘導及び移植） ・陸域からの環境負荷の軽減

# 地域との協働

## 国立公園を支える人たち

日本の国立公園は、その区域を公園専用に限定せず、また土地所有にかかわらず公園を指定する地域制の国立公園制度が採用されています。つまり、国立公園内には、観光施設など公園利用者の受入れ事業者のほかにも、農林業などの他の産業に関わる人も働き、生活しています。こうした国立公園の管理運営において、従来から主に規制的手法によって開発の抑制などが行われてきました。しかし、近年、自然再生や里地里山の保全、シカ被害対策など、より能動的・積極的に管理を行うことが必要となる例が増えています。また、利用者あつての国立公園で

あり、国立公園としての適切なサービスを受けてこそ国立公園が地域にとって重要な存在であり得ることを十分意識し、地域振興にも寄与する適切な利用の推進を図る必要があります。環境省では、これらの課題に対応するために、地域の多様な関係者と共通の目標を共有しつつ目標を達成するために各主体が役割分担のもと行動する「協働」による管理運営体制の構築に努めています。



# 三陸復興国立公園

## <新たに創設された国立公園>

三陸復興国立公園は、東日本大震災により被災した三陸地域の復興に貢献するために2013(平成25)年5月に創設された国立公園です。南北の延長は220km、北部は「海のアルプス」とも賞される豪大な大断崖、南部は入り組んだ地形が優美なリアス海岸が続きます。海岸にはウミネコやオオミズナギドリなどの海鳥の繁殖地があり、野生生物を間近に観察することもできます。八戸・宮古・釜石・大船渡・気仙沼など日本有数の水揚げを誇る漁港を有しており、新鮮な海の幸を味わうことができるのも魅力です。また、防災教育を目的として全国から多くの人々が訪れています。いま、三陸地域は復興への歩みを進め、観光業も再開し始めています。三陸の自然の恵みや暮らし・文化を体感できる三陸復興国立公園に、ぜひお越しください。

## <みちのく潮風トレイル>

みちのく潮風トレイルは、東北地方太平洋沿岸地域に整備するトレイルコースのことです。トレイルとは、森林や原野、里山などにある「歩くための道」

を指す言葉です。歩くスピードで旅することで、車の旅では見えない風景、歴史、風俗や食文化などの奥深さを知り、体験する機会を提供するものです。

みちのく潮風トレイルは、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までを範囲に整備していきます。コースの中には、地域を代表するすぐれた自然や景観地、人々の暮らしや文化を感じられるような集落など、歩いて興味をそそられる地点を通過することを想定しています。

具体的には例えば、

- ・すぐれた自然景観を有する場所(景勝地等)
- ・人と自然が織りなす風景が見られる場所(里山、里海、棚田等)
- ・自然の恵みを体感できる場所(市場、漁港等)
- ・東北の暮らし、文化を体感できる場所(風情ある町並み、史跡、寺社仏閣等)
- ・津波の痕跡など自然の脅威を実感できる場所(震災の痕跡、津波石等)
- ・地球活動の遺産を見学できる場所(ジオサイト)

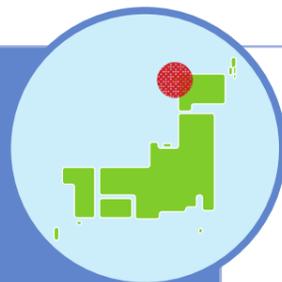
などを通過します。



## 取組事例

北海道	利尻山における携帯トイレ普及に向けた取組	利尻礼文サロベツ国立公園	20
	サロベツ湿原の自然再生～農業と湿原の共生に向けて～	利尻礼文サロベツ国立公園	22
	公園利用者への事前レクチャーの実施～旭岳の利用者指導～	大雪山国立公園	24
	有珠山噴火遺構における環境教育	支笏洞爺国立公園	26
	天売島のネコ対策～人と海鳥とネコの共生を目指す協働取組～	国指定天売島鳥獣保護区	28
	釧路湿原自然再生事業における地域連携～湿原再生に向けて～	釧路湿原国立公園	30
	地域一丸となった阿寒国立公園の管理～協働管理～	阿寒国立公園	32
	知床エコツアーリズム戦略の策定～地域との協働による適正利用の推進～	知床国立公園・国指定知床鳥獣保護区	34
	知床における利用調整の導入と成果～野生を育む知床五湖。共生へ、新しいふたつの歩き方～	知床国立公園(知床世界自然遺産)	36
	知床におけるシカ対策～国立公園管理における先進事例～	知床国立公園・国指定知床鳥獣保護区	38
地域漁業者らとの協働によるエトピリカ保護の取組	国指定厚岸・別寒辺牛・霧多布鳥獣保護区	40	
東北	国立公園と地熱発電の共生～火山景観の保全と地熱利用～	十和田八幡平国立公園	42
	協働型の登山道保全～飯豊連峰・朝日連峰を愛する人たちの協働～	磐梯朝日国立公園	44
	「みちのく潮風トレイル」における地域と協働した路線決定と管理・運営体制の検討	みちのく潮風トレイル	46
	震災の記憶の伝承～誰が記憶を伝えるのか～	三陸復興国立公園	48
	災害時に役立つ国立公園施設の整備	三陸復興国立公園	50
	地域との協働による震災廃棄物・漂着ゴミの対応	三陸復興国立公園	52
	白神山地の予防的視点に立った管理体制	白神山地世界自然遺産(白神山地自然環境保全地域・国指定白神山地鳥獣保護区)	54
	蕪栗沼・周辺水田における生物多様性に即した地元の取組	国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区	56
	「伊豆沼方式」による外来魚対策～オオクチバス等の駆除による在来魚の復元と生物多様性の回復～	国指定伊豆沼鳥獣保護区	58
	トキの野生復帰	国指定小佐渡東部鳥獣保護区	60
関東	関係者の協働によるニホンジカ対策の推進に向けて	尾瀬国立公園	62
	那須平成の森における環境教育プログラムの提供	日光国立公園	64
	関東山地のニホンジカの広域保護管理手法の検討	秩父多摩甲斐国立公園ほか	66
	富士山における適正な利用の推進～協働型管理と課題～	富士箱根伊豆国立公園	68
	南アルプス国立公園とその周辺地域におけるニホンジカ対策～高山植物をシカから守る～	南アルプス国立公園	70
	小笠原諸島世界自然遺産の持続可能な管理～生物進化が今なおつづく、太平洋の海洋島～	小笠原国立公園(小笠原諸島世界自然遺産)	72
	生物多様性と保護地域に関するデータの収集・管理・提供	生物多様性センター	74
	白山における外来植物対策	白山国立公園	76
中部	英虞湾の干潟再生事業	伊勢志摩国立公園	78
	予防原則に基づくシカ対策の取組～中部山岳国立公園の生態系の維持～	中部山岳国立公園	80
	上高地地域の協働管理～営造物型の地域制公園の管理運営～	中部山岳国立公園	82
	須坂・高山地域での協働型管理運営の取組～地域との協働～	上信越高原国立公園	84
	大台ヶ原における自然再生の取組～苔むす森をふたたび～	吉野熊野国立公園・国指定大台山系鳥獣保護区	86
近畿	竹野スノーケルセンター・ビジターセンターの挑戦～「ジオ」をテーマとした魅力発信～	山陰海岸国立公園	88
	電串における海中景観と海洋生態系の保全と再生～海域における自然再生～	足摺宇和海国立公園	90
中国・四国	「神の島」に生息するミヤジマトンボの保全	瀬戸内海国立公園	92
	大山頂上の保全～一木一石運動～	大山隠岐国立公園・国指定大山鳥獣保護区	94
九州・沖縄	ツシマヤマネコの保護～対馬もヤマネコも～	国指定伊奈鳥獣保護区ほか	96
	九十九島ビジターセンター～関係者との連携による幅広い活動展開～	西海国立公園九十九島地域	98
	雲仙プラン100による様々な主体の連携による地域活性化	雲仙天草国立公園	100
	かけがえのない阿蘇の草原を未来に引き継ぐ～守り継がれる草原景観～	阿蘇くじゅう国立公園	102
	新燃岳の噴火を活かした国立公園の管理～火山との共生～	霧島錦江湾国立公園・国指定霧島鳥獣保護区	104
	科学的知見に基づいた世界自然遺産等の管理～自然資源の保護と観光利用の両立～	屋久島国立公園(屋久島世界自然遺産、ラムサール条約湿地永田浜)	106
	オーストラリアと沖縄を行き来する渡り鳥アジサシ類の保全	国指定屋敷地鳥獣保護区	108
	生きものたちで賑わう奄美の森を目指して!～奄美マングースバスターズとともに～	国指定湯湾岳鳥獣保護区	110
	陸域と海域の一体的保全に取り組む国立公園～西表島～	西表石垣国立公園・崎山湾自然環境保全地域	112
	石西礁湖におけるサンゴ礁生態系再生の取組	西表石垣国立公園	114
	自然に育まれた文化の保存と継承～竹富島～	西表石垣国立公園	116
	大規模な海域公園地区の設定～慶良間諸島国立公園(予定)の新規指定に向けて～	慶良間諸島国立公園(予定)	118

# 利尻山における 携帯トイレ普及に向けた取組



## 利尻礼文サロベツ国立公園

利尻島は日本最北端の稚内市から約20km離れた沖合に位置します。島全体が利尻山(1,721m)からなり、沖合に利尻山が浮かぶ景観は利尻礼文サロベツ国立公園のシンボルとなっています。山岳地域におけるトイレの整備は、水や電気の供給が困難な場合が多く、設置や維持管理に多額の費用が必要となりますが、携帯トイレは立地環境に関する制約が少なく、設置や維持管理にかかる費用が少ないことから近年注目を集めています。一方、登山の前に携帯トイレを購入し、使用後のゴミを処理するまで山岳地域全体で一連のシステムが必要のため、登山者の協力が不可欠であり、普及が難しいとされています。利尻山では、地域のパークボランティアや地元の利尻町、利尻富士町が中心となって携帯トイレの普及に向けた取組を始め、地道な普及活動によって、携帯トイレに関する情報発信から処理までの一連のサイクルを島内で完結させるシステムを作りました。

### 1. 携帯トイレの導入経緯

今では携帯トイレの普及が進んだ利尻山でもかつては登山道周辺に尿尿やティッシュが散乱し、また、用を足すための植生の踏みつけが問題になっていました。そのため、1990年頃から利尻礼文サロベツ国立公園のパークボランティアが中心となり、日帰り登山の推奨、水溶性ティッシュや携帯トイレの利用の呼びかけが始まりました。1999年には、地元の利尻町、利尻富士町がトイレ対策の検討を始め、汲取式またはバイオトイレの設置を検討しましたが、設置、維持管理費ともに経費が高いことから断念し、ボランティアの意見等を参考に、携帯トイレを試験的に導入することになりました。2000年から2005年までは、年間約1万人の登山者に対し携帯トイレの無料配布を行い、また、登山道には人目を気にせず利用できるようなtent式の携帯トイレブースが設置されました。

現在では携帯トイレの普及が定着してきたことから、島内の各所で携帯トイレが有料で販売されており、また、携帯トイレブースにも改良が

加えられ、木製のブースが設置されています。

### 2. 利尻山における携帯トイレの利用システム

携帯トイレの普及には、登山者の協力が欠かせません。そのため、利尻山では、ガイドブックへの掲載や旅行エージェント等への案内、関係機関のホームページでの呼びかけ、利尻島行きフェリー船内で



海上に浮かぶようにそびえる利尻山

のポスター掲示等を行い、登山者が事前に情報を入手しやすい環境を整えています。また、登山者の多くがフェリーを利用し、島内で宿泊することから、フェリーターミナル、島内の各宿泊施設等で携帯トイレを販売しています。

利尻山には、鴛泊コースと脊形コースの2つのコースがあり、コース上には5箇所6基の携帯トイレブースが設置されています。ブース内には、携帯トイレの袋を被せて使用できる専用の便座が置かれており、登山者は、携帯トイレブースで用を足した後、使用後の携帯トイレを自身で持って下山し、登山口に設置されている回収ボックスに袋ごと捨てます。

回収ボックスに捨てられた使用済みの携帯トイレは、清掃施設組合が回収し、島内で焼却処分されています。



携帯トイレ



携帯トイレブース

### 3. 地域の連携体制と継続的な取組

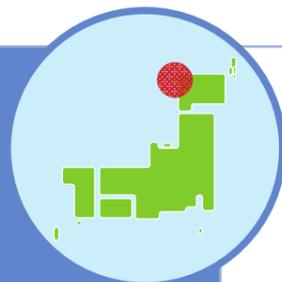
利尻山は登山コースが2本に限られているため登山者の移動経路を特定しやすく、また、フェリーや島内の宿泊施設などに情報を集約することができました。このように利尻山は携帯トイレの普及に向けて好条件に恵まれていたとされています。しかし、携帯トイレの導入当時は携帯トイレそのものを知らない登山者も多かったため、旅行会社や山岳団体等に広範囲に情報を周知する等、地域の関係者による地道な普及活動が続けられてきました。また、近年でも登山道周辺には用を足すための踏み込みや、尿尿跡が見られることがしばしばあり、普及推進の手を緩めずその時々利用状況に合わせた取組を継続していく必要があります。こうしたことから、利尻山では、携帯トイレの普及だけでなく利尻山に関するより広範な問題に地域の関係者が連携して取り組んでいけるよう「利尻山登山道等維持管理連絡協議会」が組織され、また、地域のボランティアが清掃や普及活動など多方面から活動を支援し、国、地方自治体、旅館組合、観光協会、ボランティア等が協働して利尻山を保全するための取組を進めています。



ボランティアによる携帯トイレブースの点検や清掃

# サロベツ湿原の自然再生

～農業と湿原の共生に向けて～



## 利尻礼文サロベツ国立公園

日本の最北部に位置するサロベツ湿原は、天塩川とその支流サロベツ川の下流に4千～5千年の歳月をかけて形成され、低地における日本最大の高層湿原を有しています。しかし、1960年代以降に行われた農地造成、道路整備、河川改修等の大規模開発の進展とともにかつて約14,600haあった湿原は約6,700haまで減少し、残された湿原においても地下水位が低下しササ類が拡大する等、今なお湿原の環境に影響を与えています。このため、「上サロベツ自然再生協議会」を設立し、「湿原の自然再生」「農業の振興」「地域づくり」を目標に、国、地方自治体、地元民間団体、研究者、地域住民等の協働による農業と湿原の共生に向けた取組が進められています。

### 1. サロベツ地域の開拓と国立公園の指定

サロベツ地域の泥炭地は、国民の食糧確保、生活の場の確保のため、主に第2次世界大戦後に開拓が始まり、気象特性にあった酪農を振興させるために



サロベツ湿原周辺の航空写真（2010年）

農地造成、道路整備等の大規模開発が進められました。特に1960年代以降、サロベツ湿原の縁辺部を流れていた河川の改修や放水路の造成が行われたことにより大規模な水害が緩和されるようになり、現在では日本有数の酪農地域を形成するまでに至りました。

一方、5千年の歳月をかけて泥炭が堆積して形成されたサロベツ湿原は、多種多様な動植物が生息、生育する特色ある生態系、景観を有しているため、開拓当時から開発のあり方をめぐって議論が交わされ、残された湿原の永続的な保全を図るために、1974年に利尻礼文サロベツ国立公園が指定されました。

### 2. 上サロベツ自然再生協議会の設立

国立公園の指定後は、1987年から2001年までサロベツ湿原の乾燥化に関する調査と対策試験を行うサロベツ原野保全対策事業が行われてきました。また、2003年に自然再生推進法が施行されたことを受けて、2005年に「上サロベツ自然再生協議会」を設立し、国、地方自治体、地元民間団体、研究者、地域住民等の連携の元に合意形成と対策事業を進めることになりました。

「上サロベツ自然再生協議会」では、残された湿原の保全を図ると共に、地域の基幹産業にまで成長した農業が今後も持続的に行われるよう、「湿原の自

然再生」「農業の振興」「地域づくり」を目標に掲げ、農業と湿原の共生に向けた取組が進められています。

### 3. 自然再生に向けた取組

サロベツ湿原では、農地と湿原が排水路を隔てて隣接しているため、湿原の地下水が排水路に流出して湿原が乾燥化し、ササ類が拡大すること等が課題とされてきました。農地と湿原の間には主に地下水を要因として相互に影響し合う関係がみられ、農地では適度な排水が望まれるのに対し、湿原では地下水位の上昇と安定化を図ることによって乾燥化を防ぐことが必要です。このため、湿原の保全のために農家が農地の一部を提供することによって、農地と湿原の境界（農地側）に、湿原の地下水の流出を抑止するための緩衝帯が設けられています。この緩衝帯の設置は、農業と湿原の共生に向けた農家の理解によって実現しました。

また、かつて農地造成に伴って掘られた水路を泥炭で埋め戻す対策も行われており、その結果、乾燥



農地と湿原の境界に設置された緩衝帯



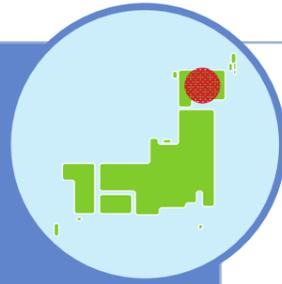
水路の埋め戻しによって約40年ぶりに再生した落合沼

化し干上がってしまっていた沼が約40年ぶりに再生し、周辺の湿原の地下水位が上昇する等、徐々に自然再生の効果が現れています。その他に、サロベツ湿原では土壌改良材等を生産するために泥炭の採掘が行われていた歴史があり、その跡地では湿原植生を再生するための実証試験が行われています。

これらの緩衝帯の設置や水路の埋め戻し、泥炭採掘跡地の再生等は主に国の事業として行われていますが、国、地方自治体、地元民間団体、研究者、地域住民等が参画する「上サロベツ自然再生協議会」を組織することによって、地域の多様な主体の連携や科学的な知見の元に合意形成が図られています。また、サロベツ湿原の自然再生に向けた取組を農業の振興や特徴ある地域づくりに繋げていけるよう、一般市民を対象としたエコツアーやイベントを行う等、自然再生の普及に向けた取組も行われています。

# 公園利用者への 事前レクチャーの実施

## ～旭岳の利用者指導～



### だいせつざん 大雪山国立公園

大雪山国立公園表大雪地域の主要な利用拠点である旭岳温泉地区ではロープウェイ利用による高山帯の自然探勝が行われており、ロープウェイの山上駅、姿見駅舎では、東川町大雪山国立公園保護協会の自然保護監視員による探勝マナーなどの3分間の事前レクチャーを実施しており、適切な利用がなされるように情報の事前提供の取組が行われている。

## 1. 大雪山国立公園表大雪地域

大雪山国立公園は、北海道の中央部に位置し、226,764haもの面積を有する日本最大の山岳公園です。大まかに、表大雪、北大雪、十勝岳連峰、東大雪の4エリアに分かれます。なかでも表大雪地域は、北海道最高峰の旭岳（2,291m）やお鉢平と呼ばれるカルデラを主体とする大雪火山群を主として、柱状節理やカルデラ、また寒冷地の現象である周水河地形として、永久凍土や構造土を観察することができます。主稜線は2,000m程度の標高ですが、北緯43度前後の高緯度に位置していることから、本州の3,000mクラスの山岳に匹敵する環境です。山頂部での夏季は約2ヶ月間と短く、紅葉は9月初旬から始まるなど日本で最も早く訪れます。山麓部には広大な森林帯が分布しており、低標高から針広混交林帯、針葉樹林帯、ダケカンバ帯への垂直分布が見られ、さらにハイマツ帯、高山植物群落へと移行していきます。中でも表大雪地域は高山植物群落に適した標高帯が広大な台地状となっており、見渡す限りのお花畑を観察することができます。

動物ではエゾクロテン、エゾオコジョ、エゾリスなどの中小型ほ乳類が多数生息しているほか、ヒグマやエゾシカといった大型ほ乳類が生息しています。特筆すべき

は氷河期からの遺存種として特に寒冷な環境を好むナキウサギが生息していることです。またクマゲラやギンザンマシコといった鳥類やウスバキチョウやアサヒヒョウモンなどの高山蝶も多数生息しています。

## 2. 入山者への積極的な情報提供

表大雪地域の主要な登山口としては、層雲峡温泉からの登山口と旭岳温泉からの登山口が挙げられます。いずれの登山口にもロープウェイが架けられており、高山植物の見られるお花畑を気軽に楽しむことができます。旭岳温泉からは、ロープウェイを使



ロープウェイ姿見駅舎での事前レクチャーの様子

用することで約10分で標高1600mの高山植物が咲き誇る姿見園地を訪れることができます。旭岳温泉には年間50万人もの来訪者があり、その目的の多くが、このロープウェイ利用による姿見園地探勝です。また、旭岳をはじめ表大雪への登山口でもあることから、一般登山者も姿見園地を通過します。ロープウェイは多くの利用者が訪れ、一種のゲートウェイとなっていることから、東川町では「東川町大雪山国立公園保護協会」による監視員をロープウェイの姿見駅舎に配置し、ロープウェイの利用者が姿見園地に出る前に、3分間の事前レクチャーを実施しています。事前レクチャーでは、見頃となっている高山植物の種類や位置のほか、高山植物を採取してはならないことや、登山道から踏み出さないこと、エゾシマリスなどに餌をやらないこと、ゴミを捨てないことなど、国立公園で気をつけるべきマナー全般について、短い時間で事前解説を行う取組を行っています。はじめて訪れる利用者に対して、自然の情報や地区で守るべきマナーなどを伝えることで、より充実した自然探勝を行うことができると共に、無秩序な利用を抑制することが可能となっています。一般の観光地と違って、自然環境の脆弱な場所であり、地域関係者が大事にしている場所であることを伝えることで、この地域への理解につなげることができると考えています。

## 3. 近年の取組

表大雪地域のうち、東川町ではエコツーリズム普及の取組を行っています。東川町の自然の営みとそこに暮らす人々との関わりを訪れる人々がより深く体験するとともに、関係する全ての人々がこれらの保全と利用に責任を持つことができるよう、東川町の特徴を活かしたエコツーリズム事業を推進すること」を目的として2013年度に東川エコツーリズム推進協議会が設立されています。小人数ガイド制による年間を通じたプログラムを展開しており、2013年度は年間22種類のプログラムが用意されています。また2012年度の紅葉期からは、主に紅葉の探勝者を対象とした、姿見園地を一周するガイドツアーを実施しています。1日3回の出発で、約1時間の行程を自然ガイドが案内を行う取組です。素晴らしい自然環境を堪能するためにも各回10名限定の小人数制としており、小学生以上1人1000円の低額で行っています。

地域の自然環境や歴史文化に精通したガイドが利用者に応じた自然解説を行うことで、利用者はより深い自然体験を行うことができ、また興味対象も適切に保全することができ、持続的な利用に寄与することが期待されています。



小人数、ガイドツアーの様子